⑹　動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、動機付け支援対象者又は積極的支援対象者に対する運動に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士又は実践的指導実施者基準第２に規定する運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、運動に関する実践的指導を自ら提供する場合には、運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。

⑺　動機付け支援又は積極的支援のプログラムの内容に応じて、事業の委託先や他の健康増進施設等と必要な連携を図ること。

⑻　特定保健指導実施者（実施基準第７条第１項第２号の規定に基づき、動機付け支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に係る動機付けに関する支援を行う者又は実施基準第８条第１項第２号の規定に基づき、積極的支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に資する働きかけを相当な期間継続して行う者をいう。以下同じ。）は、国、地方公共団体、保険者、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を修了していることが望ましいこと。

⑼　特定保健指導の対象者が治療中の場合には、⑷に規定する統括的な責任を持つ者が必要に応じて当該対象者の主治医と連携を図ること。

２　施設、設備等に関する基準

⑴　特定保健指導を適切に実施するために必要な施設及び設備等を有していること。

⑵　個別支援を行う際に、対象者のプライバシーが十分に保護される施設及び設備等が確保されていること。

⑶　運動に関する実践的指導を行う場合には、救急時における応急処置のための体制が整っていること。

⑷　健康増進法第25条に規定する受動喫煙の防止措置が講じられていること。

３　特定保健指導の内容に関する基準

⑴　特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第７条第１項及び第８条第１項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法（平成20年厚生労働省告示第９号）に準拠したものであり、科学的根拠に基づくとともに、特定保健指導の対象者の特性並びに地域及び職域の特性を考慮したものであること。

⑵　最新の知見及び情報に基づいた支援のための材料、学習教材等を用いるよう取り組むこと。

⑶　個別支援を行う場合は、特定保健指導の対象者のプライバシーが十分に保護される場所で行われること。

⑷　特定保健指導を実施する年度中に、特定保健指導を行った対象者から当該特定保健指導の内容について相談があった場合は、相談に応じること。

⑸　特定保健指導の対象者のうち特定保健指導を受けなかった者又は特定保健指導を中断した者に対しては、特定保健指導の対象者本人の意思に基づいた適切かつ積極的な対応を図ること。

４　特定保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準

⑴　特定保健指導に関する記録を電磁的方法により作成すること。

⑵　特定保健指導に用いた詳細な質問票、アセスメント、具体的な指導の内容、フォローの状況等を保存する場合には、これらを適切に保存し、管理すること。

⑶　法第30条に規定する秘密保持義務を遵守すること。

⑷　個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。

⑸　特定保健指導の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底すること。

⑹　インターネットを利用した支援を行う場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底し、次に掲げる措置等を講じることにより、外部への情報漏洩、不正アクセス、コンピュータ・ウイルスの侵入等を防止すること。

ア　秘匿性の確保のための適切な暗号化、通信の起点及び終点の識別のための認証並びにリモートログイン制限機能により安全管理を行うこと。

イ　インターネット上で特定保健指導の対象者が入手できる情報の性質に応じて、パスワードを複数設けること（例えば、特定健康診査の結果（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断を含む。以下この⑹において同じ。）のデータを含まないページにアクセスする場合には英数字のパスワードとし、特定健康診査の結果のデータを含むページにアクセスする場合には本人にしか知り得ない質問形式のパスワードとすること等）。

ウ　インターネット上で特定健康診査の結果のデータを入手できるサービスを受けることについては、必ず本人の同意を得ること。

エ　本人の同意を得られない場合における特定健康診査の結果のデータは、インターネット上で特定健康診査の結果のデータを入手できるサービスを受ける者の特定健康診査の結果のデータとは別の場所に保存することとし、外部から物理的にアクセスできないようにすること。

⑺　特定保健指導の結果の分析等を行うため、特定保健指導の結果に係る情報を外部に提供する場合には、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限って提供するとともに、提供に当たっては、個人情報のマスキングや個人が特定できない番号の付与等により、当該個人情報を匿名化すること。

５　運営等に関する基準

⑴　特定保健指導の利用が容易になるよう、土日若しくは祝日又は夜間に特定保健指導を実施するなど、利用者の利便性に配慮し、特定保健指導の実施率を上げるよう取り組むこと。

⑵　特定保健指導を行う際に、商品等の勧誘、販売等を行わないこと。また、特定保健指導を行う地位を利用した不当な推奨、販売（商品等を特定保健指導の対象者の誤解を招く方法で勧めること等）等を行わないこと。

⑶　特定保健指導実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。

⑷　特定保健指導を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。

⑸　業務の一部を委託する場合には、委託先との契約に、この告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。

⑹　運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、特定保健指導の利用者が容易に確認できる方法（ホームページ上での掲載等）により、幅広く周知すること。

ア　事業の目的及び運営の方針

イ　統括者の氏名及び職種

ウ　従業者の職種、員数及び職務の内容

エ　特定保健指導の実施日及び実施時間

オ　特定保健指導の内容及び価格その他の費用の額

カ　事業の実施地域

キ　緊急時における対応

ク　その他運営に関する重要事項